

神奈川県農業再生協議会事務処理規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。

(事務の区分)

(事務分担組織 責任者)

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 県協議会水田部会に係る事務 | 神奈川県農業協同組合中央会農業くらし対策部次長 |
| (2) 県協議会の情報公開に係る事務 | 神奈川県農業協同組合中央会農業くらし対策部次長 |
| (3) 県協議会に係る事務 | 神奈川県環境農政局農水産部農業振興課長 |

(ただし、(1)及び(2)を除く。)

- 2 前項の事務責任者は、当該事務の区分に係る神奈川県農業再生協議会文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、神奈川県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年2月27日から施行する。
- 2 構成団体において、組織改編等により所属及び役職名称に変更が生じた場合は、変更後の所属及び役職名称とする。
- 3 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年5月29日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年5月26日から施行する。